

意見第9号

アスベスト対策の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月13日

提出者 久喜市議会議員  
奈良政宏  
新井兼  
斉藤広子  
賛成者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
杉野修  
瀬田博文

久喜市議会議長 上條哲弘 様

アスベスト対策の拡充を求める意見書

2006年9月のアスベスト全面禁止以前に建てられた民間住宅の解体・改修工事におけるアスベスト暴露による健康被害が問題視されている。

そこで、大気汚染防止法等が改正され、2022年4月から一定規模以上の工事における事前調査結果報告の義務付けなど、建築物等の解体工事における規制が強化されることとなった。

アスベストの調査・除去費用は、工事価格に転嫁することで、建築物所有者が負担することとなるが、アスベストによる健康被害、アスベストに係る法規則の強化、アスベストの調査・除去費用の施主負担について多くの国民に認識されているとはいえない状況である。

また、調査・除去費用を完全に工事価格に転嫁できず、解体・改修工事業者の負担が増すことが懸念される。この負担を避けるために、無届けや違法工事が横行する恐れがあり、結果として国民や建設業従事者の健康被害が危惧される。

よって、国においては、アスベスト被害を国全体の課題と捉え、アスベスト対策を早急に拡充するよう強く要望する。

## 記

- 1 国民に対して、アスベストによる健康被害やアスベストに係る法規制の趣旨及びその重要性に関して、周知を徹底すること。
- 2 大気汚染防止法による建築物等の解体工事における飛散防止対策について、地方公共団体において、検査及び指導体制を強化できるよう財政支援を行うこと。
- 3 「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣